

**植物新品種の保護に関する研究会
第2回加工品に関する分科会
配付資料一覧**

- 議事次第 [\[PDF\]](#)
- 委員名簿 [\[PDF\]](#)

- 資料1：勝海委員配付資料 [\[PDF\]](#)
- 資料2：大坪委員配付資料 [\[PDF\]](#)
- 資料3：日本生活協同組合連合会の意見 [\[PDF\]](#)
- 資料4：加工品に育成者権を及ぼす場合の新品種の利用者に対する環境整備（案） [\[PDF\]](#)
- 参 考：「植物新品種の保護に関する研究会中間とりまとめ」に対する意見の概要（加工品関係分） [\[PDF\]](#)

植物新品種の保護に関する研究会

第2回加工品に関する分科会

議 事 次 第

平成16年11月1日14時～

三田共用会議所大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の
効力の拡大について

4 閉 会

植物新品種の保護に関する研究会
加工品に関する分科会委員名簿

あだち 足立	しろう 士朗	熊本県農産課主幹
おおつか 大塚	ふさのり 芳典	大塚法律事務所弁護士
うえだ 上田	みちのぶ 道喜	中道貿易株式会社代表取締役社長
おおつぼ 大坪	けんいち 研一	独立行政法人食品総合研究所穀類特性研究室長
おくやま 奥山	ただし 正	北海道農産園芸課主幹
かつみ 勝海	きいち 喜一	新潟県農業総合研究所研究情報室長（第2回分科会は欠席）
しぶや 渋谷	たつき 達紀	（座長）早稲田大学法学部教授
しらい 白井	みつる 満	静岡県お茶室主幹（第2回分科会は欠席）
たかはま 高濱	まさひろ 正博	財団法人食品産業センター専務理事
ところ 野老	まさあき 正明	社団法人日本べんとう振興協会専務理事
のほら 野原	ひろし 宏	野原種苗株式会社代表取締役社長
はしもと 橋本	としかつ 敏克	橋本食糧株式会社常務取締役
やの 矢野	ひろし 博	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 近畿中国四国農業研究センター育種工学研究室長
やまなし 山梨	としはる 俊治	日本輸入茶協同組合理事長

（第2回分科会意見陳述）

ないとう 内藤	ひでよ 英代	消費科学連合会企画委員
------------	-----------	-------------

植物新品種の保護に関する研究会「第2回加工品に関する分科会」資料

平成16年11月1日

新潟県農業総合研究所

1 検討事項

登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大

2 検討対象品目 米飯

3 加工米飯の現状

【加工米飯の生産動向】

- ・加工米飯の種類別生産量は、表1に示すとおり冷凍米飯を主体に平成15年では約25万トンが生産されており、そのうち本県では約2.8万トンと11%を占めている。

表1

(単位：トン、%)

種 類	14年	15年	対前年増減率	本県(15)	シェア(%)	前年比
レトルト米飯	21,840	19,378	▲11.3	258	1.3	192.5
無菌包装米飯	66,316	79,165	19.4	25,944	32.8	110.5
冷凍米飯	146,075	135,461	▲7.3	1,629	1.2	89.4
チルド米飯	6,686	7,360	10.1	8	0.1	} 95.1
缶詰米飯	1,923	1,725	▲10.3	59	3.4	
乾燥米飯	4,907	6,126	24.8	31	0.5	
計	247,747	249,215	0.6	27,928	11.2	109.4

- ・品目別については、表2に示すとおり平成15年では混飯が112千トンと全体の45%を占め、白米については7.2万トンと全体の30%弱となっている。
- ・本県においては、白米が2.3万トンと全体の32%を占めている。

表2

(単位：トン、%)

品 目	14年	15年	対前年増減率	本県(15)	シェア(%)	前年比
白米	63,035	72,167	14.5	23,357	32.4	109.5
赤飯	13,368	12,286	▲8.1	2,239	18.2	129.8
混飯	119,025	112,358	▲5.6	622	0.6	123.9
かゆ・雑炊	15,312	15,348	0.2	377	2.5	120.4
すし・おにぎり	22,305	20,361	▲8.7	1,318	6.5	90.5
その他	14,702	16,694	13.5	14	0.1	7.1
計	247,747	249,215	0.6	27,928	11.2	109.4

(注) 表1・2とも米麦加工食品生産動態等統計調査による

・加工飯米の種類別製造企業数（平成15年）

表3

（延べ数）

種類	企業数	うち本県	シェア(%)
レトルト米飯	38	5	13
無菌包装米飯	22	8	36
冷凍米飯	43	3	7
チルド米飯	13	1	8
缶詰米飯	12	3	25
乾燥米飯	14	1	7
計	142	21	15

4 検討項目等に対する新潟県としての考え方

加工品への育成者権の効力の拡大については、必要と考える。

1 育成者権を侵害して生産された収穫物を原料とした加工品（米飯）の生産、販売等の可能性

○育成者権の侵害により生産された収穫物を原料とした加工品（米飯）の生産販売の可能性については

- ① 特定の県域で生産されかつ評価の高い登録品種にあっては、種子等の不正な流通により、他県で生産され流通・販売されることが想定されること
 - ② また、全国ブランドとして生産・流通されるような登録品種は、種子等の流通においてメリットも多く不正流通により生産され流通・販売されることが想定されること
 - ③ 現実に一部の業者による種子の不正流通の実態があること
- 等から、加工品（米飯）についてもその可能性はあると考えられる。

○一方、海外で国内の優良品種が栽培され生産・流通していること、冷凍弁当が肉魚調製品として低関税で輸入・販売されていること等から、優良な登録品種が不正に海外へ持ち出され、栽培・生産され調理済みの加工品（米飯）として輸入される可能性はあると考えられる。

○なお、本県の登録品種からの収穫物が、加工品（米飯）として不正に生産・流通されているとは聞いていない。

2 加工品段階での円滑な育成者権行使のために必要な品種識別の可能性の程度

○本県では水稻品種を育成する中で、偽ブランド防止対策のためDNA分析技術を利用することとし、共同でDNA判別プライマーの開発を行ってきたところである。これにより、他県産との識別が可能となることから、米飯等の加工品においても識別が可能と考える。

なお、当該技術については、米飯の種類や原料の混合状況にかかわらず、識別の精度は変わらないと考える。

○また、当県においては、識別技術を有し業務を行うことのできる検査機関は、数社と想定される。

○育成者権の行使の可能性については、課題として、「識別に係るコストや負担の在り方」、「分析体制の整備」等が想定されることから、分析費の低コスト化や負担軽減等これらの条件整備が行われたならば可能と考える。

3 収穫物、加工品等の生産・流通過程における生産履歴の把握の可能性

○現時点で生産履歴の把握が可能なステージは卸段階（JA単位毎、カンントリーエレベーター、ライスセンターからロット単位で卸へ）までと考えられる。

○本県ではH15年度から16年度において県単事業に取組み、県内延べ10JAでトレーサビリティシステムをモデル的に実施している。

この取組は生産者（地域）、JA、卸商、小売店の協力を得て行われており、消費者に届くまで共通シール（ID番号記載）を添付することにより確実に把握できることとなっている。

○なお、本県においては一部加工業者が生産・流通段階（卸段階）と連携し、自社の工場で精米、加工し販売している例がある。

米加工品を試料とする原料米のDNA品種判別技術

(品種識別技術の開発及び実用化の状況について)

独立行政法人 食品総合研究所

大坪研一

1. わが国において、加工に使用される米は、全生産量の約10%であり、清酒、加工米飯、米菓、穀粉、餅、味噌、焼酎などが主な用途である。

加工米飯には、レトルト米飯、無菌包装米飯、冷凍米飯、チルド米飯、缶詰米飯、乾燥米飯などの種類があり、年間約25万トンの米が使用されている。

2. 米加工品を試料とするDNA判別における問題点

- ①澱粉が糊化していて、DNAの抽出を妨害する。
- ②タンパク質が熱変性し、DNAの抽出を妨害する。
- ③加工工程によってDNAの分解が起こる。
- ④加工工程におけるDNAの移動が起こる？
- ⑤市販品の場合、添加物が多い（小麦、トウモロコシ等の異種穀類、呈味生向上のための酵素及び酵素分解物、野菜、肉などの副原料など）。

3. 米飯の原料米のDNA品種判別のために行った技術開発

①DNA抽出法の改良（酵素法の開発：特許第3048149号）

- ・耐熱性のアミラーゼで澱粉を分解（80℃、1時間）
（この条件では、内在性のDNA分解酵素は働かない）
- ・SDS（界面活性剤：洗剤のような薬品）共存下で、タンパク質を分解
- ・抽出したDNAをPCI（フェノールなどの薬品）で精製する（図2）。

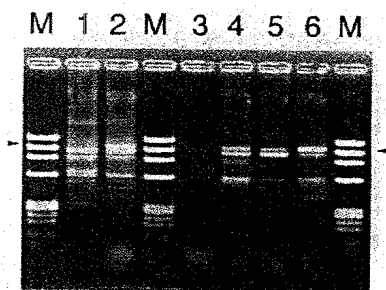


図2 抽出法の異なる鋳型DNAから増幅したDNAの電気泳動結果

M: 分子量マーカー、1: 日本晴（精米）、2: コシヒカリ（精米）、3: ISOPLANT法（米飯）、4: CTAB法（米飯）、5: 酵素法（米飯）、6: 酵素法（市販米飯）

1および2のDNAは、CTAB法¹⁵⁾により精米粉末から抽出し、3～5のDNAは、コシヒカリを本文1、(2)の方法によって炊飯した試料からISOPLANT法(3)、CTAB法(4)、酵素法(5)によって抽出し、6のDNAは、市販米飯試料から酵素法で抽出しPCRに用いた。プライマーはB18を使用した。

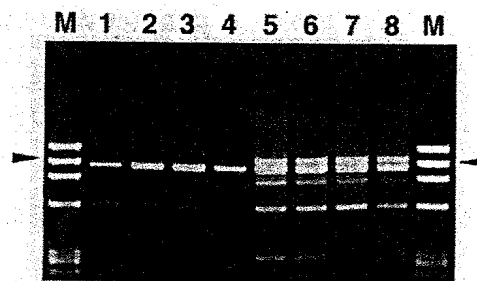


図3 混合炊飯の米粒から抽出したDNAのPCR増幅結果

プライマーの種類: B18

M: 分子量マーカー

1: 日本晴（単独炊飯）

2～4: 日本晴（コシヒカリと混合炊飯）

5: コシヒカリ（単独炊飯）

6～8: コシヒカリ（日本晴と混合炊飯）

②混合炊飯における識別性の確認

- ・コシヒカリと日本晴の混合炊飯により、混合炊飯された米飯試料においても1粒ずつ試料を採取して分析すれば、原料米の品種が識別できることを確認した(図3)。

③RAPD法からSTS化プライマー法への発展と実用的品種での識別性の確認

- ・市販プライマーではなく、共通増幅DNAをなくし、識別用DNAのみが増幅するようにプライマーの設計(STS化)を行い、これらのプライマーを複合利用することによって、1回のPCRと1回の電気泳動で多くの品種を識別できるように改良した(マルチプレックス法の開発)。
- ・コシヒカリとその子であるひとめぼれ、ヒノヒカリ等を、米飯試料1粒によって識別することが可能となった(図1)。

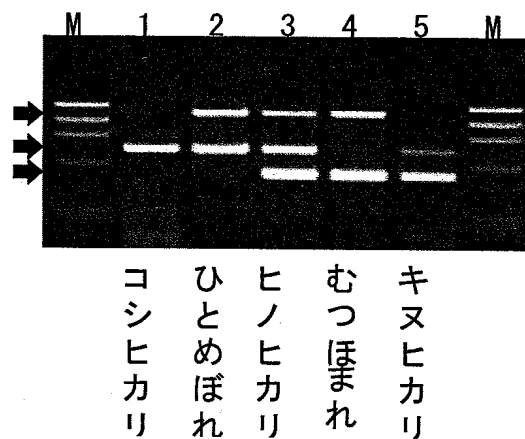


図1. 米飯1粒の試料による原料米の品種判別の例

④市販おにぎりの原料米判別の例

- ・コシヒカリポジキットは識別性の高いプライマーを組み合わせしており、市販のおにぎりでも、1粒ずつの原料米品種判別が可能である(図4)。

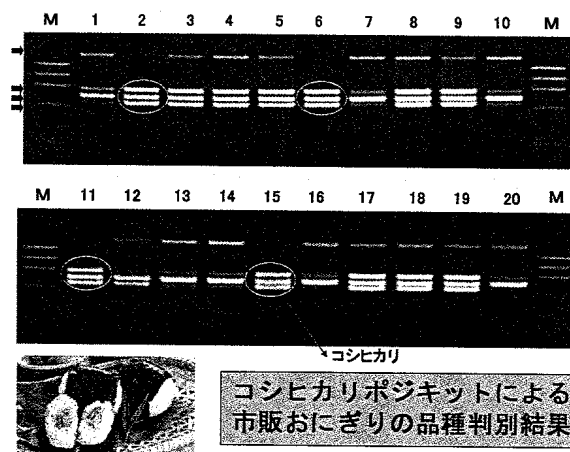
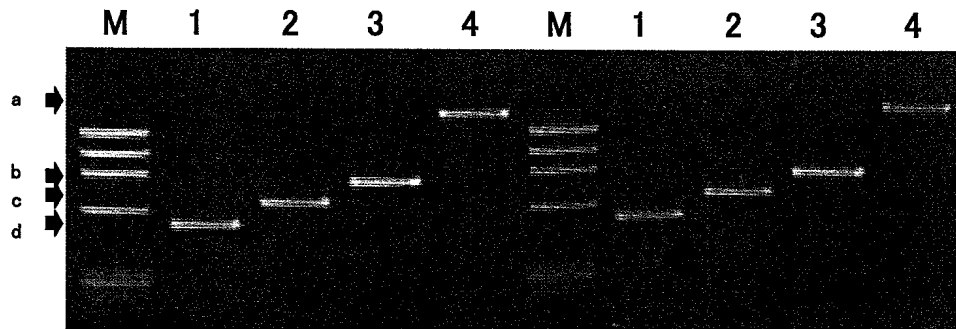


図4. コシヒカリキットによる市販おにぎりの原料米判別

⑤餅を試料とする原料米の品種判別

- ・餅を試料とする原料米の品種判別も可能になっている（図5）。
- ・全国の主要品種18種類の相互判別も可能になっている。



1；ヒヨクモチ 2；はくちょうもち 3；こがねもち 4；わたぼうし

図5. 糯米および餅製品を試料とする糯米原料米の品種判別例

⑥糯米加工品を対象とする、異種穀類混入検出技術

- ・おこわ、白玉粉、餅、あらねなどの糯米加工品に、モチトウモロコシなどの異種穀類が混入された場合の検出も可能になっている（図6、図7）。

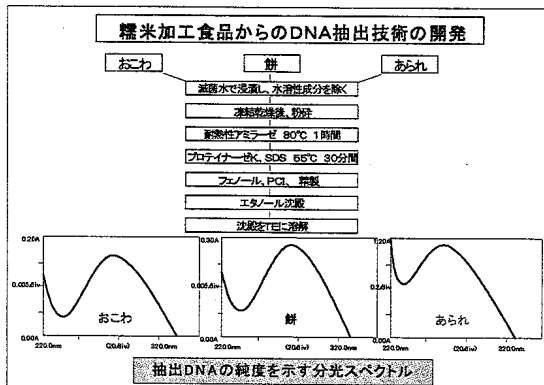


図6. 加工品からのDNA抽出方法

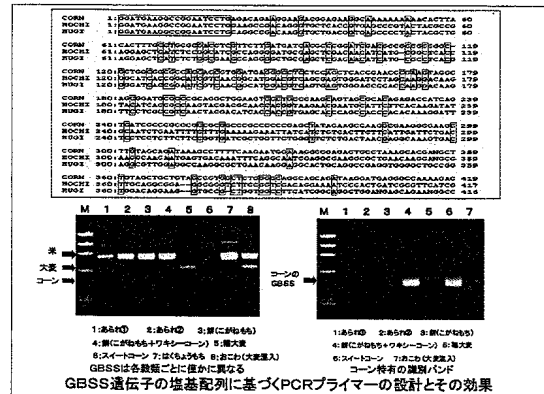


図7. モチトウモロコシの混入検出例

ご質問に対する回答について

日本生活協同組合連合会

貴省からいただきました、植物新品種の加工品への法律整備で生じることが想定される問題に関するご質問について、以下のとおり回答いたします。

質問 1：食料品や日用品に、新品種の育成者の権利を侵害した農産物が含まれている可能性があることについて

権利侵害が起きている原因をまず突き止めることが必要です。違法に持ち出しがされているような事実があれば、違法な行為をしている者を突き止め、違法行為をやめさせることが必要です。法治国家である以上、違法行為には断固たる態度で対応することが必要です。

第 2 点としては、国ごとに権利がおよぶ作物が違うことがそもそも問題と考えます。外交交渉を通じて日本で保護される品種を国際的に認めてもらう取り組みが必要です。日本で保護されている品種が他国でも保護されることによって、違法に持ち出され栽培されていることについて、当該国で権利行使が出来ることが望ましいと考えます。

質問 2：新品種の育成者の権利効力を加工品まで及ぼすことについて

UPOV 1991 年条約第 14 条では収穫物段階でも権利行使できなかった場合には、加工品について権利行使が認められているのであり、そうした範囲での権利行使を認めるのは合理的と考えます。

質問 3：新品種の育成者の権利の効力を加工品にまで及ぼした場合に加工品の価格等に影響がでる可能性があることについて

加工品に育成者の権利行使を認めることによって、価格等へ影響が出ることは認められません。どんな品種の作物を加工するのか、当該加工品について事前に調べて輸入するのは、輸入業者の責務と考えます。また、検査自身も、製造業者との信頼関係や関係書類の整備状況からそれぞれが自己責任において検査をするかどうか判断するべきで、一律に調査が必要になるとは思えません。

輸入商品の品質に対して業者が責任を負うのは当然のことだと考えます。これを機会に検査コストを消費者に一方的に負荷するような小売価格の値上げはあってはならないことと考えます。

さらに、輸入業者の責任において販売されている商品に対して、保護新品種が原材料として利用されており権利侵害がされているのではないかという疑念にもとづき、保護申し立てを育種者が行った場合には、その証明のために行う検査コストは当然、疑念を申し立てた育種者が負担するのが妥当だと考えます。自己の権利を守るために行う行動であり、費用を負担するのは当たり前と考えます。新品種の育成者の権利行使を認めることで、発生する検査コストを消費者に負担を求めるのは、筋違いといえます。

(参考)

「植物新品種の保護に関する研究会」加工品に関する分科会 において、消費者団体から述べていただきたい意見の内容

1 食料品や日用品に、新品種の育成者の権利を侵害した農産物が含まれている 可能性があることについて

農作物等の新品種を育成した人の権利は、種苗法に基づく品種登録制度によって守られていますが、近年、この権利に対する侵害が問題となっており、中には、我が国で育成された新品種の種苗が違法に海外に持ち出され、その種苗から生産された農産物（餡の原料となるいんげん豆やいちご）が逆に我が国に輸入されてくるような事態も起こっています。

私たちの食卓にのぼる食料品や日用品に、このように新品種の育成者の権利を侵害した農産物が含まれている可能性があることについて、どのように考えますか？

2 新品種の育成者の権利の効力を加工品にまで及ぼすことについて

現在、新品種を育成した人の権利の効力は、その新品種から生産された収穫物（小豆やいんげん豆の豆、畳表、米、収穫されたお茶の葉など）には及んでいて、新品種の権利を侵害して収穫物を生産することや販売・輸入等することに対して、差止めや損害賠償の請求を行うことができますが、その収穫物から生産される加工品（小豆やいんげん豆から生産された餡、ござ、米飯、製茶など）には及んでいません。

新品種の育成者の権利の効力を加工品にまで及ぼし、権利を侵害した農産物を原料として加工品を生産することや、その加工品を販売・輸入等することに対しても、差止めや損害賠償の請求をできるようにすべきとの意見がありますが、このことについて、どのように考えますか？

3 新品種の育成者の権利の効力を加工品にまで及ぼした場合に、加工品の価格 等に影響がでる可能性があることについて

新品種を育成した人の権利を加工品にまで及ぼした場合に、加工品を生産・輸入・販売する業者は、権利侵害を犯すことを避けるために、加工原料の品種を特定したり、加工原料に権利侵害をして生産された農産物が混入していないか、加工品等をチェックすることが必要となり、場合によっては、これらのコストが加工品の価格に転嫁され、安価な加工品（特に輸入品）の供給に支障が生じることもあり得ますが、このことについては、どのように考えますか？

4 その他

加工品に育成者権の効力を及ぼす場合の 新品種の利用者に対する環境整備（案）

1 育成者権侵害物品の流通可能性についての情報提供

加工・流通業者が育成者権侵害物品の取扱いを効率的に回避できるように、育成者権者の団体等による育成者権侵害物品の流通可能性に関する情報提供を促進。

例えば、以下のような情報を広く提供することが考えられる。

- ①育成者権侵害物品の流通の可能性があり、育成者権者が権利行使を検討している品種の名称及び考えられる流通状況
- ②その品種の識別方法
- ③侵害の疑われる農産物や加工品を発見された場合の育成者権者への連絡方法

2 登録品種であることの表示の促進

登録品種であることを示す統一マークや品種名の表示に関する育成者権者等の取組を促進

3 品種識別技術の提供

- (1) 農林水産省所管の独立行政法人等において、加工品段階における品種識別技術の開発・実用化を推進
- (2) 農林水産省において、品種識別技術のマニュアル化を推進
- (3) 農林水産省所管の試験研究独立行政法人等において、開発された品種識別技術のキット化や民間企業等への技術移転を積極的に推進
- (4) （独）種苗管理センターにおいて、加工・流通業者等からの依頼に対応した品種識別試験を実施するとともに、品種識別技術の活用のための情報提供を推進

(参考)

「植物新品種の保護に関する研究会中間とりまとめ」に対する意見
の概要（加工品関係分）

意見募集期間：９月２２日～１０月２２日

提出意見総数：１８５件

うち登録品種の収穫物を原料とした加工品の扱いについての意見を含むもの：４１件

団 体	「中間とりまとめ」のとおり、登録品種の収穫物を原料とした加工品についても育成者権の効力を及ぼすことを検討する、という考え方に賛成である。 理由：育成者権の行使は、本来、種苗の段階で行われることが望ましいが、育成者の権利保護を強化する観点から、UPOV条約の規定でも示されているとおり、加工品の段階まで権利の及ぶ範囲を拡大すべきである。
団 体	同 上
団 体	果樹は、温州ミカン、カキ等に多く含まれるβ-クリプトキサンチンに代表されるように健康機能性成分の宝庫であり、これら成分の抽出による飲料等への添加、医薬品の開発が見込まれている。また、育種においても果実品質以外に機能性成分を高含有する品種の育成が育種目標とされている。したがって、新品種を単に生果として見るだけでなく、上記のような利用も拡大していくと考えられることから、新品種の育成者権の拡大は是非実現されるべきである。
団 体	同 上
団 体	きのこ類については、育成者権の効力の及ぶ範囲に加工品を加えてほしい。 理由：UPOV未加盟の東南アジア諸国、加盟しているもののきのこ類を権利保護対象としていない中国、韓国等の諸国から、きのこ類の水煮、缶詰、佃煮等の加工品が大量に輸入されることが予想され、国内きのこ産業が大打撃を受けることが懸念される。識別技術の開発が後追いになったとしても、可能な限り広範囲の加工品に対して育成者権を行使できるよう検討していただきたい。
団 体	育成者権の範囲を加工品について一定の範囲で拡大することには賛成する。 ただし、「加工品」の定義を法律上明確に規定すべきである。 加工品に育成者権の効力拡大を図るのであれば、現行法の育成者権についての現物主義の考え方を是正して、特性表が育成者権の外延を画するものであることを明確にし、審査登録時に出願品種の植物体のDNAサンプルを寄託・保存する制度・組織を設けることや侵害立証についての推定規定や立証責任の転換等の措置が必要であろう。

団 体	「登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大」については、食品産業として、次の理由により慎重な対応を要請する。 ①主に海外工場で生産している加工品の原料については、市場で入手することも多い。こうした現状では、加工食品業者は原料農産物の受入れの際、品種の名称や許諾等に関する情報を入手できず、権利侵害の有無を確認することが困難である。 ②簡易で低コストのDNA分析の手法が確立されていない現状では、登録品種か否かについて加工食品業者が科学的な検証をせざるを得ないこととなった場合には、大きなコスト負担が発生する。 ③原料まで遡ってトレースできる仕組みの構築や品種判別検査等を強いられることは、加工業者にとって過大な責任負担となる。 ④本来育成者権は、種苗や収穫物の段階で行使すべきものである。 ⑤運用によっては輸入品の締め出しのための手段と捉えられかねない。
団 体	育成者権の範囲は、種苗と収穫物の段階までであり、この段階において、違法行為に対して行使すべきであり、現時点では加工品を加えるのは時期尚早と考える。 しかし、将来はDNA品種識別技術が確立され一般的実用化を前提にして、加工原料専用品種に限り、加工品の段階まで育成者権の効力の範囲に加えるべきである。
農業団体	加工品への育成者権の効力の拡大に賛成。
農業団体	同 上
農業団体	農家が栽培したいぐさは、原料として取引される場合もありますが、最終的には全て何らかの加工を受けた製品として販売されており、育成者権を侵害して生産された収穫物を原料とした加工品の生産、販売等の可能性は極めて高いと考えます。 現在、熊本県が申し立てられております「ひのみどり」に関する輸入差止についても、畳表と違って検査を受けないゴザ類等として輸入される可能性が今後高まるものと予想されます。 については、本県産地のいぐさは、農家が栽培し、収穫後に加工した畳表等として流通・販売されているため、国内産地の保護につながるよう育成者権の効力を加工品へ拡大していただきたい。
農業団体	「ひのみどり」の優れた特性を活かして生産された高品質畳表は、国産の最高級ブランド品と同等以上の評価を受けたことから、新たに「ひのさらさ」

	等の商標を登録し、本県産地独自のブランド品として、これまで生産振興に取り組んで参りました。 ところが、熊本県が輸入差止を申し立てられたとおり、中国から「ひのみどり」製の畳表が輸入されるならば、「ひのみどり」の国内流通・販売面に大きな混乱を招き、今後の産地ブランド化に支障を来すことが予想されます。 輸入量のほぼ全量が畳表やゴザ類等の加工品であり、畳表の暫定セーフガード措置が発動された際、ゴザ類の輸入量が異常に増加したことから、税関で検査を受けない全ての加工品を対象とした輸入差止が必要になると考えます。 つきましては、国産産地が輸入品と対抗するための「ひのみどり」によるブランド化が十分に機能できるよう育成者権の効力を加工品へ拡大していただきたい。
農業団体	収穫されたいぐさは、いったんは原料として取引されたものも、最終的には加工品として販売されるため、育成者権を侵害して生産された収穫物を原料とした加工品の生産、販売等の可能性は極めて高いと考えられます。 なお、中国産地で生産・譲渡された種苗には育成者権が及ばず、製品が輸入される時点ではじめて侵害を確認することが可能になりますので、畳表だけに限らず全ての加工品を対象にしなければ、権利行使の均等な機会が得られなくなります。 つきましては、登録品種の種苗生産・譲渡を許諾された通常利用権者として、種苗以外へも権利行使が可能となるよう育成者権の効力を加工品へ拡大していただきたい。
農業団体	安価な中国産畳表に対抗するため、「ひのみどり」による高品質化を進めてきたにもかかわらず、育成者権を侵害する製品が輸入されてしまえば、これまでの努力が全て水泡に帰すことになってしまいます。 中国からの輸入品の場合、税関で検査を受けないゴザ類の中に畳表が紛れ込む可能性も考えられますので、畳表だけに限らず全ての加工品を対象とした輸入差止が必要になります。 つきましては、い業農家がこれからも安心して「ひのみどり」を生産することができるよう育成者権の効力を加工品へ拡大していただきたい。
地方公共団体	「中間とりまとめ」のとおり、登録品種の収穫物を原料とした加工品についても育成者権の効力を及ぼすことを検討する、という考え方に賛成である。 理由：本来、育成者権の行使は、種苗の段階で行われることが望ましいが、育成者の権利を保護を強化する観点から、UPOV条約で規定されており、加工品段階まで権利の及ぶ範囲を拡大すべきである。 特に、小豆等の豆類は、加工を前提とした品種育成が行われており、加工品段階まで育成者権の効力が及ぶことは当然であり、収穫物段階での育成者

	権侵害の監視強化を行えば、これに対応し加工することにより脱法的に権利侵害対策の網の目をくぐり抜けようとするものが出てくることが懸念され、海外からの加工品の輸入増加が考えられ、加工品段階で育成者権が行使できるように改正する必要がある。
地方公共団体	登録品種の収穫物を原料とした加工品についても育成者権の効力を及ぼすことには賛成である。 理由：育成者権の侵害は、種苗の段階よりも、登録品種の収穫物によって被ることが多く、種苗における侵害については、侵害の発見や、品種の特定に時間がかかるため、UPOV条約の規定のとおり、加工品の段階まで権利の及ぶ範囲を拡大すべきである。 なお、全品目での拡大が困難であれば、例えばいぐさのござ等のように収穫物とほぼ形態が変わらないで直接加工されるものについては、「収穫物」と定義するなど「収穫物」と「加工品」との線引きの見直す必要がある。
企業	登録品種の収穫物を原料にした加工品への育成者権の効力の拡大 『中間とりまとめ』の育成者権の効力拡大の方向で検討することに賛成である。 理由：収穫物あるいは加工品として流通されて登録品種の無断利用の実態が分かる場合があり得るため、品種の識別技術の開発と共に収穫物までとする現行法から加工品まで育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大すべきである。
企業	きのこについては、加工品へも育成者権が及ぶとする考えに賛成である（理由） 平成15年の種苗法及び関税定率法の改正により、育成者権侵害に対する措置は強化されたとされている。しかし、きのこのように鮮度保持の困難なもの（他の植物にも該当するものあり）は、水際対策での権利実効には限度がある。また、フリーズドライ、水煮、缶詰等の加工品としての輸入増加が予想され、国内きのこ産業への大きな打撃が考えられる。このことは、「育成者権侵害に対する措置は強化」が現実味を持たないということである。 よって、加工品へも育成者権が及ぶようにすべきである。
企業	きのこについては、加工品段階での育成者権保護がなされるよう要望する。（理由） UPOV未加盟の東南アジアを始め、UPOVに加盟している中国、韓国においても、きのこは権利保護対象植物とはなっていない。このことから、きのこ類は水煮、缶詰等の加工品としての輸入増加が予想され、国内きのこ産業に影響を及ぼすことが懸念される。
企業	加工品の全ての原料の品種をDNA特定することは困難であり、解析技術が進んでいない現時点では、加工品にも権利を及ぼすのは賛成できません。

	仮に効力範囲を広げるとしても １）加工品取扱業者には過失の推定規定を及ぼさず、 ２）加工品の侵害発見時には加工品取扱業者には、原料購入元（侵害となる違法栽培者）の情報提供義務 程度にする必要があると考えますが、それについても時期早尚と考えます。
農業者	加工品にまで育成者権を及ぼすことは賛成です。 しかし、この場合にどのように実効させるのかは疑問です。 現状においては、DNA鑑定で権利主張することはできないと思いますので、DNA鑑定で権利主張できるような手立てが必要ではないでしょうか。 また、今後、育成者権を実効ある権利にしていくためにも出願時のDNAを保存したり、出願時に提出する植物体を利用できるようにすることも必要ではないかと思います。
農業者	加糖餡、煮豆等製品輸入が当たり前となっている時代、また数年前の雪手亡の問題時も原料では輸入を禁止しても、数ヶ月後には餡に加工して輸入しているところもあると聞いています。加工品段階まで育成者権の効力が及ぶのは当然である。
農業者	加工することが前提である農産物に、極力「育成者権の効力の拡大」を行って頂きたいと思います。ただ、品種識別が困難な加工品もあるようなので、現時点で識別可能な小豆やいんげんまめなどから対象とし、段階的に他の農産物にも効力を及ぼして欲しいと思います。生産している者としては（生産している者のわがままかもしれませんが）、毎年様々な努力をして栽培しているにも関わらず、輸入品との区別すら出来ないのは非常に残念でなりませんし、良いものを作る意欲もあまり湧かなくなってしまうと思います。ぜひともよろしくお願い致します。
個人	育成者の権利は、加工品にも及ぶべきであると考えます。 作物は、ほとんどのものが加工品として流通させることが可能ですから、研究会の意見にもありますように、収穫物に対する規制が強くなれば、加工品によって法の網の目をくぐる行為が増えると思います。また、現在、蒸切り干し甘しょ関係の仕事をさせて頂いていますが、このような品種は、本来加工品として流通するものですから、加工品を対象としないのであれば、育成者権利の保護はなされないこととなります。
個人	生産地にいると、育種者の苦労や生産者の厳しい状況が見えてきます。税金により国内の生産者のために作られた品種が安易に海外で生産されるのには憤りを感じます。 加工品についても同様で、鑑定が可能なのであれば効力の範囲を広げるべきだと思います。農産物は加工することが前提だと考えるからです。

個人	加工原料用の農産物については、品種育成自体、加工が前提となっていることから、加工品段階まで育成者権が及ぶのは必然と考える。
個人	育成者権の効力は加工品にまで拡大されるべきだと思います。 品種の育成には様々な目的が考えられますが、加工適正等を目的に育種がなされる加工原料用の作物の存在を考慮すると、加工品段階以前までに限定された育成者権保護では十分ではないと思います。育種された加工品に付加される価値は、育種努力に起因する成果であり、育成者権の一部として、当然に保護されるべきだと思います。
個人	収穫物とその収穫物を使用した加工品は同じ意味合いと考えるべきであり、我が国の知的財産権を考えると、加工品にまで効力を拡大しないと侵害されるのも必至である。
個人	品種の保護を加工品にも適用すべき。 大切なことは、日本国内の産業を発展・活性化することである。 海外の安い原料を安い労賃で作った安価な製品が日本国内へ入ってきている。このままでは国内から食品加工産業が無くなってしまう。
個人	今は、日本から不法に持ち込まれた種が外国で栽培され、加工されても何も問題ないということですが、これでは日本独自の品種などがなくなってしまう。 また、加工されたものが安く外国から輸入されれば、日本のその品種を加工し、販売している農家や、業者が大変な被害を被ることになります。 これでは、せっかくの種苗法も意味がありません。 ですから、育成者権の効力拡大は非常に大切だと思います。 日本独自の文化を守る意味でも、今後改善していく必要があると思います。
個人	海外からいろいろな加工されたものが輸入されているので、収穫物のみ育成者権の効力があり、その加工品に効力がないのはおかしいと思う。 加工品にまで育成者権の効力を広げるべきだと思う。
個人	同上
個人	「育成者権」が知的財産権のひとつとして規定されたものである以上、種苗や収穫物に限らず、その権利が加工品に及ぶことは当然と考える。 国内産業・農業の保護を考えれば、その規制も加工品の取扱流通関係者全般を対象としてもやむを得ないのではないかな。 また、育成者権の拡大が国内の新品種開発関係者に対し開発意欲を喚起するものとなれば、農作物における収量性の向上や、機能性の追加などの新品種開発が、遺伝子組み換え技術に頼ることなく安全な品種開発につながり、消費者にとっても有益なのではないかな。

個人	1. 加工品に対する育成権行使について新たに設定される場合は、種苗法第二条4-2の収穫物に関する行為と同等に扱われるのが基本ではないでしょうか。すなわち、種苗に関する行為に権利が及ばない場合に適用になるという考え方です。 2. 1の場合に、生産・収穫者が加工を行う場合には問題はありませんが、そうでない場合にどう適用するかを検討すべきです。
個人	植物の種子開発は農業関係者の多大なる努力と時間を要していると聞いております。 そのような種子を植え収穫された収穫物を使用した加工品に対し、育成者権がおよぶことは自国の財産保護の観点から当然であると思います。 よって、種苗法の充実をはかるため、登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力拡大を望みます。
個人	小豆等の豆類は加工原料として使用されるものであり、収穫物だけでなく加工品にも育成者権が及ばなければ片手落ちであり、加工品を育成者権の範囲とすることは当然のことと考える。
個人	育成権について詳しく知らなかったが、いままでなぜ加工品まで育成権の効力が及ばないかと思った。それは、今ほとんどの収穫物が加工されている中、この段階までの効力の拡大は当然であり、加工されていようが原料に変わりはないと思う。もし、育成権の拡大をすることになれば、検査を要する場合にも加工品の品種の確定が容易にできるのではないと思う。
個人	登録品種の保護は、あくまでも日本の財産・所有権の主張であり、その加工品を使用する一企業（業界）の論理に左右されるものではない。→（加糖アンと無糖アンの義務表示化）国民の税金で育成された品種が、海外で加工品となり、逆輸入され国内で流通することは、日本の財産が他国でその価値を奪われることであり、かつ、日本国内の一部の企業（業界）がその加工品をもって不当に利益を得ていることでもある。その点について税金を支払う日本国民として全く許すことができない。
個人	加工原料の段階で保護されていても、加工品で保護されないのであれば、単純に加工品という状態で輸入するという発想になることを促すだけと思われる。そのものの価値を認めるから持ち出しをする訳であり、加工原料として最終的な価値があるかということ、加工品として食されるので、輸入される段階で加工品であれば保護されないということは、あまり意味が無いことではと考えます。
個人	違法なルートで海外に持ち込まれた登録品種の種苗が、無断で増殖されても、加工品として輸入されれば、育成者権の効力が及ばない現状であれば、実質的に加工品輸入は種苗法の抜け穴となっている。

	食糧自給率の向上を目指すためにも、加工品についてまで育成者権の対象を拡げるべきだと思う。
個人	果樹研究所在職時代に、中国には我が国の育成品種「天草」、「津之香」があり、現地の読み方がなされているとの情報を得ました。このような密出国の品種が国外において増殖されることはもちろん許されることではございません。果実を我が国へ輸出することは、ままならないでしょうから、加工品の形、特に果汁の形での輸出攻勢を、将来的にはかけてくることが考えられます。特に今回の登録品種「麗紅」などは果汁適性もよく、試作したジュースは、β-クリプトキサンチン、ノビレチン等の機能性成分を高含有しており、中国の手に渡った場合、なんらかの歯止めが必要と思われます。

(参考) 10月25日に提出された意見

団体	UPOV条約の規定（保護品種の収穫物から直接生産された加工品）の範囲で、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも、育成者権の効力を及ぼすことを検討すべきである。
----	---